

防護本部建屋における火災報知器の作動(非火災報)について(続報)

平成 21 年 1 月 16 日

原因	調査の結果、作動した火災報知器(熱感知器)が設置されている乾燥室の乾燥機(電気ヒータ)の使用状況や火災報知器の性能に異状は確認されませんでした。乾燥機を長時間使用することで、室温が上昇し、火災報知器を作動させる可能性があることがわかりました。
対策	乾燥室の乾燥機(電気ヒータ)を除湿器に取り替えます。

【平成21年1月13日にお知らせした内容】

発生場所	防護本部建屋
発生年月日	平成21年1月13日
発生時の状況	<p>午前6時10分、防護本部建屋1階(放射線管理区域外)において、火災報知器(熱感知器)が作動したことから、午前6時12分に消防署へ通報するとともに、午前6時16分に自衛消防隊消火班を招集しました。</p> <p>午前6時18分、火災ではないことを確認したことから、直ちに消防署へその旨を連絡し、午前6時23分、自衛消防隊消火班の招集を解除しました。</p> <p>火災報知器が作動した原因は、現在調査中です。</p> <p>なお、本事象による外部への放射能の影響はありませんでした。</p>
お知らせ基準	「表2-16 発電所において、火災報知器が作動したとき」に該当します。

以上